

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1		別表第1	
機 関	事 務	機 関	事 務
区長	1 <u>墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	区長	〔新設〕
	1の2 <u>墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</u>		1 〔同左〕
	2～34 〔略〕		2～34 〔略〕
教育委員会	〔略〕	教育委員会	〔略〕

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。